

山梨県公報

号外第二十九号

平成二十九年

六月十六日

金曜日

目次

訓令

○山梨県公印規程の一部を改正する訓令……………一

訓令

山梨県訓令甲第七号

本 出 先 機 関 庁

山梨県公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十九年六月十六日

山梨県知事 後 藤 斎

山梨県公印規程の一部を改正する訓令

山梨県公印規程(昭和四十三年山梨県訓令甲第九号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項ただし書を削り、同条第五項を削り、同条第四項中「前二項」を「第二項及び第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「発送文書に決裁済文書を添えて前項」を「公印押印管理簿(第三号様式)に必要な事項を記入した上、発送文書に決裁済文書を添えて前二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前項に規定する者(以下この項において「管守責任者等」という。)以外の者は、公印を使用してはならない。ただし、管守責任者等が不在で急施を要するときその他の特別な理由がある場合は、課長及び出先機関の長の指定する者は、管守責任者等に代わつて公印を使用することができるものとする。
第三号様式を次のように改める。

第3号様式(第6条関係)

公印押印管理簿

(所属名)

公印名	押印数	所属	担当者	文書番号	文書件名	確認印 決裁済者	発送文書 確認者	押印者	押印日

附則

この訓令は、公布の日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番